

消防署からのお知らせ



9月9日は救急の日



救急の日は「9（きゅう）9（きゅう）」の語呂に合わせて、救急医療関係者の意識向上とともに、救急医療や救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることを目的として、昭和57年に定められました。

一人でも多くの命を救うために救急車の適正利用にご協力ください

軽い症状でも救急車を利用する人が増え社会問題になっています。救急車は地域の限られた資源であり、病気・怪我の症状が軽い人が救急車を利用することで、緊急性の高い症状の人や重症者への対応が遅れてしまうことがあります。一刻も早い治療が必要な人のために、「救急車の適正利用」にご協力をお願いします。

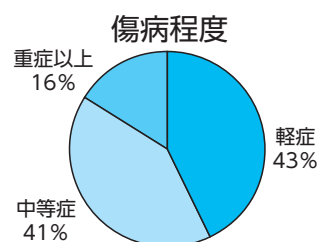
※ただし、命に関わる病気や怪我で、緊急に病院へ行かなければならない場合は、迷わず119番通報してください。

～令和4年救急出動件数～

須賀川地方広域消防組合管内
合計5,679件（1日平均約15件）

平田村
259件

救急搬送された人のうち入院を必要としない
軽症者が43%を占めていました。



判断に困った時は（どうしよう…）

☆ 福島県救急電話相談「# 7119」 ☆

（# 7119 が繋がらない場合は ☎ 024-524-3020）

福島県では、令和5年4月1日から24時間体制で急な病気や怪我をした際に専門家から助言を受けられる相談サービスを開始しました。病院に行くべきか、救急車を呼ぶべきかなど判断に困った時にも助言を受けることができます。

※15歳未満の方の相談は、別途専門窓口を設けています。（#8000または024-521-3790）

消防署では住宅用火災警報器の設置率調査を行っています

- 皆様のご自宅に訪問や電話連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。
- ご自宅に訪問する際は、平田分署消防車両で伺います。

【住宅用火災警報器の設置が義務づけられている場所】

- 住宅内のすべての寝室。
- 2階以上の住宅において、2階以上の階に寝室がある場合は寝室がある階の階段上部。

【住宅用火災警報器取り付け支援サービスを行っています】

- ご自身で取り付けが難しい方はぜひご活用ください。
- サービス利用希望の方や不明な点等ございましたら平田分署「0247-55-2213」までご連絡ください。



健診は受けたあとが肝心です

6月に実施した総合健(検)診の結果について健診結果説明会または郵送で配付しました。
 今年度の総合健診は6月12日～18日(17日を除く)6日間の実施で、729人の方(がん検診のみの方を除く)が受診しました。
 健診の結果は大きく分けて4項目に分かれています。

- ・**要精検**…詳しい検査が必要となるため、必ず医療機関で受診しましょう
 - ・**要指導**…生活習慣の改善と健康観察が必要です
 - ・**通院継続**…現在のかかりつけ医療機関を継続して受診しましょう
 - ・**異常なし**…今回の健診では異常が認められませんでした
- ※ただし、何らかの自覚症状がある場合は、医療機関での受診をお勧めします

健診は受けたあとが肝心です。

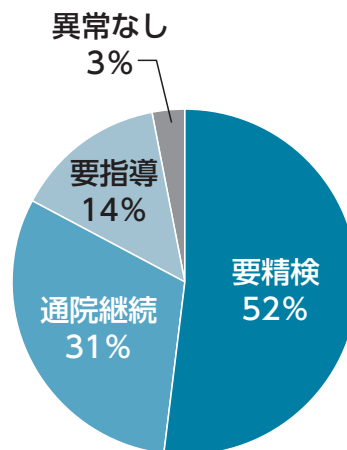
健診の結果を受け取ったら結果を必ず確認し、要精検の項目がある場合は、必ず医療機関で受診するようにしましょう。

また、健診結果は、一項目でも要精検がある方は381人、すべての項目が異常なしの方は20人でした。(グラフ参照)

今回要精検になっていない方も、自分の身体の状態を確認し、必要な場合は生活習慣改善に取り組むことが大切です。

村では、生活習慣改善のための保健指導等を実施しています。

健診の結果や生活習慣の改善について、分からないことがあれば健康福祉課にお気軽にご連絡ください。



要精検…381人 要指導…105人
 通院継続…223人 異常なし…20人

健康福祉課 ☎ 55-3119

令和5年度平田村敬老会について

令和5年度の敬老会を令和5年9月10日(日)午前9時30分より、平田村勤労者体育センターにおいて実施します。

村内に居住する75歳以上の方(昭和24年4月1日以前に生まれた方)に、別途通知しますので、ぜひご来場ください。